

生産性向上要件証明書発行ガイドライン

2018年6月6日

改定：2019年7月1日

改定：2021年6月16日

一般社団法人日本縫製機械工業会

1. 工業会で証明する内容

当該設備（機械及び装置）が次の要件を満たしていることについて証明書を発行します。

- (1) 一定の期間内（機械及び装置は10年）に販売が開始されたモデルであること
- (2) 生産性向上に資する指標（生産効率、エネルギー効率等）が、一代前モデル比で年平均1%以上向上していること

2. 依頼方法

依頼者は次の書類を揃えて、当工業会（以下、JASMA という。）受付窓口に持参又は郵送して下さい。（詳細は、<https://jasma.or.jp/chusho.html> を参照。）

- (1) 証明書発行依頼書（所定の様式）
- (2) 証明書様式1
- (3) 様式2 チェックリスト
- (4) 要件を満たしていることを示す根拠資料類（カタログ、技術資料・見積書等）
- (5) 中小事業者等であることの確認書
- (6) 証明書返信用封筒（切手を貼付して下さい。）
- (7) 会社概要、パンフレット等（非会員の場合。初回依頼時のみ）

【送付先・問い合わせ先】

〒105-0004

東京都港区新橋5-25-3 第2一松ビル2階

一般社団法人日本縫製機械工業会 証明書発行係

電話：03-6435-8190 Fax：03-6435-8192

Eメール：info@jasma.or.jp URL：<https://jasma.or.jp/>

3. 受付時間

JASMA の業務時間内に受付します。

9:00～17:30

4. 発行までに要する時間

原則、依頼書を受理した翌営業日に証明書を発行します。ただし、諸般の事情により発行日が遅れる場合があります。

5. 書類作成上の注意

(1) 依頼者は「証明書発行依頼書」に所定事項を記入し、代表者印（所属長でも可）を押印して下さい。

(2) 依頼者は必要書類（様式1、様式2）に所定事項を正確に記入して下さい。

※JASMAが記入する部分（整理番号及び破線内）は記入しないで下さい。

6. 証明書発行手数料

会 員 : 無料

非会員 : 5,000 円/枚 (税込)

※証明書発行時に請求書を同封しますので、指定の銀行口座にお振り込み願います。

7. 郵送料

返信用封筒がない場合、JASMAが依頼者へ証明書を郵送しますが、郵送料（切手代）は証明書発行手数料と合わせて請求します。

8. 要件を満たしていることを示す根拠資料

以下の事項が明記してある資料を準備して下さい。

(1) 製造年月

(2) 販売予定（実施）年月

(3) 販売開始から10年以内であること

(4) 生産性

当該モデルは、一世代前のモデルと比較して、年平均1%以上の生産性向上を達成していること。比較するのは自社の一世代前のモデルであり、他社製品との比較ではありません。

生産性とは、作業効率、エネルギー効率、精度等です。

①作業効率の例

時間当たりの作業量、作業スピード等

②エネルギー効率の例

消費電力量等

③精度の例

縫製品の完成具合等（不良品削減等）

※証明書類（様式2 チェックリスト）の「販売開始要件の確認」及び「生産性向上に該当するか」に記載してください。

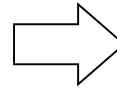
<事例>

F 機械 (2010 年販売開始)

単位時間当たり生産量 105

一代前モデル G 機械 (2008 年販売開始)

単位時間当たり生産量 100



<要件をクリア>

$$\begin{aligned} & [(105-100) \div 100] \div 2 \text{年} \\ & = \text{年平均 } 2.5\% \text{の向上} \end{aligned}$$

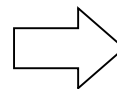
※当該モデルの数値が一代前モデルより小さい場合は、次のように分数で算出。

F 機械 (2010 年販売開始)

消費電力 400W

一代前モデル G 機械 (2008 年販売開始)

消費電力 500W



<要件をクリア>

$$\begin{aligned} & [(1/400-1/500) \div 1/500] \div 2 \text{年} \\ & = \text{年平均 } 12.5\% \text{の向上} \end{aligned}$$

(5) 最低取得価額

160 万円以上 (運搬費、設置等を含む) であること。

※税務署が確認しますので、判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

9. 対象機械装置の例

工業用ミシン、多頭刺繍機、延反機、裁断機、プレス機 等

※最新モデルでなくても可。ただし、中古品は除く。

※個別内容については、問い合わせ先までご相談ください。

10. 取得対象期間

2023 年 3 月 31 日までに取得 (償却資産として台帳へ記載されること) した設備

※ (注) 原則、先端設備導入計画の認定前に工業会の証明書を取得し、計画認定後、設備を取得 (必須) する必要があります。

詳しくは、次の中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>